

山口県福祉サービス第三者評価機関認証要領

(目的)

第1条 この要領は、山口県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第6に基づき、県が推進する福祉サービス第三者評価事業の評価機関の認証基準及びその手続き等を定めることにより、評価機関の育成と事業の公平性及び信頼性を確保することを目的とする。

(評価対象)

第2条 この要領に基づいて認証された評価機関は、次の各号に掲げる区分ごとに評価を行うことができるものとする。

(1) 「外部評価」

(「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)第72条第2項及び第97条第7項並びに「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第36号)第65条第2項及び第86条第2項に基づく外部の者による評価)

(2) 「第三者評価」

(「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成16年5月7日付雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号厚生労働省社会・援護局長ほか2局長通知)に基づく評価)

(認証要件)

第3条 評価機関の認証要件は、別記の福祉サービス第三者評価機関認証基準のとおりとする。

(認証の申請)

第4条 評価機関として認証を受けようとする法人の代表者は、第2条に規定する区分ごとに、関係書類を添えて、認証申請を行うものとする。ただし、他の区分の申請時に提出した資料は省略することができる。

(認証)

第5条 県は、前条に基づく申請書を受理し、認証要件を満たす場合は、これを認証する。

2 県は、評価機関を認証すること、又は認証しないことを決定したときは、速やかにその旨を申請者に通知する。

なお、県は、外部評価を行う評価機関を認証したときは、当該機関の名称、所在地、評価調査者の数、評価手数料等の情報を県内の小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所並びに介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に通知するものとする。

(変更及び廃止)

第6条 評価機関は、認証内容に変更が生じた場合は、その事実が発生した日から30日以内に、事業を廃止しようとする場合は、事業修了の3ヶ月前までにその旨を届け出なければならない。

(認証の取消)

第7条 県は、評価機関が次の各号に該当するときは、当該機関の認証を取り消すことができる。

(1) 第3条に定める認証要件のいずれか一つが欠けた場合

(2) 定期的な事業報告又は協力を行わない場合

(3) 一定期間事業実績がない場合

(4) 次に掲げる不正な行為を行った場合

ア 第三者評価事業を行った事業者から評価料金とは別に金品を受け取る行為

イ 守秘義務に違反する行為

ウ サービス利用者や事業者等の人権を侵害する行為

エ 法令に違反する行為

オ その他社会通念上不正と認められる行為

2 県は、評価機関としての要件を欠く具体的な事実を確認したときは、期限を付して当該事実の是正を求めるものとする。

3 県は、評価機関の認証を取り消すときは、必要に応じ、推進委員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告等)

第8条 評価機関は、毎事業年度終了後、県に対し、速やかに第三者評価事業の実績等を報告しなければならない。

2 評価機関は、県が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(その他)

第9条 この要領の実施について必要な事項は、実施細則で定める。

附 則

1 この要領は、平成17年9月1日から施行する。

2 山口県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要綱第4条に基づき選定を受けた評価機関は、本要領第5条の規定に基づく認証を受けたものとみなす。

附 則

1 この要領は、平成19年8月27日から施行する。